

佐世保労働基準監督署発表  
令和 5 年 2 月 9 日

令和 5 年 2 月 9 日 (木)

【照会先】

佐世保労働基準監督署

副 署 長 春田 順治

○ 監 督 課 長 石見 大輔

(電話) 0 9 5 6 - 2 4 - 4 1 6 1

報道関係者 各位

## 労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～地山の崩壊等による危険防止の措置等を講じていなかった疑い～

佐世保労働基準監督署(署長 熊崎 啓代)は、本日、株式会社福伸建設工業、同社代表取締役Aを、労働安全衛生法違反の疑いで、長崎地方検察庁佐世保支部に書類送検しました。

### 【事件の概要】

令和3年3月22日、長崎県佐世保市椎木町内の下水道管布設工事において、深さ約2.8メートルの掘削穴に労働者を立ち入らせ作業を行わせる際、土止め支保工を設ける等の地山の崩壊等による危険防止の措置が講じられていなかった疑い。

### 1 被疑者

(1) 株式会社福伸建設工業  
かぶしきがいしゃふくしんけんせつこうぎょう

本社所在地:長崎県佐世保市松瀬町

事業内容:建設工事業

(2) 代表取締役A

### 2 違反条文

被疑者株式会社福伸建設工業、被疑者Aともに、労働安全衛生法違反

労働安全衛生法 第21条第1項(事業者の講ずべき措置等)

労働安全衛生規則 第361条(地山の崩壊等による危険防止の措置等)

同法 第119条第1号(罰則)

同法 第122条(両罰規定)

### 3 災害の概要

令和3年3月22日、長崎県佐世保市椎木町内の佐世保市発注の下水道管布設工事現場において、縦約5.4メートル、横約0.9メートル、深さ約2.8メートルの掘削穴の中で、株式会社福伸建設工業の労働者Bがはつり作業と土止め支保工を設ける等の作業を行っていたところ、午後0時頃に掘削穴の壁が崩壊して、労働者Bが生き埋めとなり死亡するという災害が発生しました。

#### 4 被疑内容

労働安全衛生法では、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険をおよぼすおそれのあるときは、あらかじめ、土止め支保工を設け、防護網を張り、労働者の立入りを禁止する等当該危険を予防するための措置を講じなければならないと規定されていますが、災害発生当時、このような地山の崩壊等による危険防止の措置等が講じられていなかった疑いがあるものです。

#### 5 その他

長崎県内では、令和3年1月から12月までの1年間に9件の死亡災害が発生しており、その内7件は建設業において発生しています。

死亡災害に占める建設業の割合は依然として高く、労働基準行政として臨検監督をはじめ、労働災害防止団体及び発注者との建設現場合同パトロール、集団指導等あらゆる機会を通じて指導してきたところです。

今後も法令違反により死亡等の重篤な労働災害を発生させた事業者に対しては、司法処分も含め厳正に対処していく方針です。

## 労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第21条第1項 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(第2項 略)

(罰則)

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の三第五項、第五十七条の四第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第一百四条又は第一百八条の二第四項の規定に違反した者

(第二号～第四号 略)

## 労働安全衛生規則

(地山の掘削作業による危険の防止)

第361条 事業者は、明り掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、土止め支保工を設け、防護網を張り、労働者の立入りを禁止する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。